内閣参質二二二第三一号
令和八年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員石橋通宏君提出ミャンマーに係る金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の「行動要請対象の高リスク国・地域」指定をめぐる政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員石橋通宏君提出ミャンマーに係る金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の「行動要請対象の高リスク国・地域」指定をめぐる政府の対応に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「１　リストからの除外」についてのお尋ねについては、令和八年十一月五日の参議院外交防衛委員会において、政府参考人が「日本政府がミャンマーをＦＡＴＦのブラックリストから除外するよう働きかけたという事実はございません。」と答弁しているとおりであり、また、「２　ＥＤＤ要請の解除又は緩和」、「３　いわゆるグレーリスト（監視強化国・地域）への移行」及び「４　対抗措置の検討の先送り又は行動計画の期限の延長」についてのお尋ねについては、これらを明らかにすることにより、三十八の国及び地域並びに二つの国際的な機関が参加するマネー・ローンダリング等に関する金融活動作業部会（以下「ＦＡＴＦ」という。）等における今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、我が国としては、ＦＡＴＦの要請に沿って、ミャンマーがマネー・ローンダリング等への対策に係る必要な取組を進めるべきと考えている。

四について

前段のお尋ねについては、「ＦＡＴＦに直接的又は間接的に関わる日本政府関係者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で把握している範囲では、「報道にある日本政府関係者の発言」については確認できていない。

中段及び後段のお尋ねについては、財務省から「ロイター通信」に「報道が事実」と異なる旨を伝達したところであり、令和八年十一月五日に「ロイター通信」から「日本の財務省は、金融犯罪対策の国際機関である金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）に対してミャンマーをブラックリストから除外するよう日本政府が働きかけていたとのロイター報道を否定した。」旨の報道がなされたことについて承知している。

五について

お尋ねの「接点のある我が国関係者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、ミャンマーとは必要に応じ意思疎通を行ってきており、外交上の個別のやり取りやこれと密接に関連するやり取りについては、相手方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの「ミャンマーの取扱い」、「関係者」及び「確認」の具体的に意味するところが必ずしも明ら

かではないが、「ＦＡＴＦにおける我が国の対応方針」については、財務省が中心となって、警察庁、金融庁、法務省、外務省等の関係省庁との必要な調整等を行いながら、「決定」しているものであるところ、政府部内の検討過程におけるこれ以上の詳細について個々にお答えすることは差し控えたく、また、現時点で確認できる範囲では、お尋ねの「与党議員」から「何らかの指示や要請、陳情」を「受けたこと」はない。

七について

前段のお尋ねについては、「十分な進展」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「１　資金情報機関（ＦＩＵ）による分析及び情報提供の強化」及び「２　リスクに応じた資金洗浄の捜査及び訴追」については、御指摘のとおり「ＦＡＴＦは、ミャンマーのリストに関し、未了の項目として」「挙げている」ところであり、政府としても、これらの「項目」について更なる取組が必要な状況にあると認識している。

後段のお尋ねについては、これを明らかにすることにより、ＦＡＴＦ等における今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

八について

前段のお尋ねの「ミャンマー国内を拠点とする特殊詐欺による日本人の被害」の「実態」については、捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、これを明らかにすることにより、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたく、また、「日本人が加担させられた事案」の「実態」については、その具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、令和七年中においては、ミャンマー及びタイの国境付近において特殊詐欺に関与したとして八名の邦人がタイ当局に身柄を拘束された事案について、在外公館が邦人援護を通じて把握している。

後段のお尋ねについては、令和八年十月二十八日から同月三十日までの間に開催されたＦＡＴＦ全体会合において採択された声明において、「ＦＡＴＦは、ミャンマーに対して詐欺及びサイバー詐欺の脅威に関連する不正資金リスクに対処するための適切な行動をとるよう再度要請する」（仮訳）とされているところであるが、お尋ねの「ＦＡＴＦにおける我が国の対応」については、これを明らかにすることにより、ＦＡＴＦ等における今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えた

い。

九について

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、ＦＡＴＦ等における今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、我が国としては、ＦＡＴＦの要請に沿って、ミャンマーがマネー・ローンダリング等への対策に係る必要な取組を進めるべきと考えている。

十について

前段のお尋ねについては、政府として把握していない。

後段のお尋ねについては、「この原則」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、令和八年六月十七日から同月十九日までの間に開催されたＦＡＴＦ全体会合において採択された声明において、「厳格な顧客管理措置を適用する際は、各国は、人道支援、合法的なＮＰＯ活動及び送金のための資金の流れが阻害されたり抑制されたりしないことを確保すべきである。」（仮訳）とされているところ、当該声明については、警察庁及び財務省からの要請に基づき、金融庁、同省等から、業界団体等に

対し「令和八年六月十九日付けＦＡＴＦ声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」（令和八年七月二十一日付け金総政第四千五百四十三号・金監督第二千九十二号・財国第二千百三十六号金融庁総合政策局長及び監督局長並びに財務省国際局長連名通知）等を発出することにより、お尋ねの「国内金融機関」に周知している。

十一について

前段のお尋ねについては、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、令和八年十一月五日の参議院外交防衛委員会において、茂木外務大臣が答弁したとおり、「我が国としては、ミャンマー情勢の改善のためには、暴力の即時停止、アウン・サン・スー・チー氏を含みます拘束者の解放や、当事者間の真摯な対話を含む政治的な進展及び国民生活の向上に向けた取組が不可欠であると、このように考えております。その上で、我が国としては、今後こうした情勢改善に向けた取組が進むことを期待するとともに、単に期待するだけではなく、引き続き、情勢改善に向けた働きかけ、強化をしていきたい」と考えている。

後段のお尋ねについては、同日の同委員会において、同大臣が「苦難に直面をしているミャンマーの国

民ですね、一般の国民の皆さんを支えるとの一貫した方針の下、人道支援であったり国民生活の向上のための支援につきましては、引き続きミャンマーの人々に直接届く、直接届く形での支援、これを積極的に行っていきたいと考えています。」と答弁しているとおりである。

十二について

前段のお尋ねについては、「政府の指示又は依頼に基づくもの」ではない。

後段のお尋ねについては、御指摘の「会談」は、ミャンマー国民和解担当日本政府代表の立場で行われたものではないため、政府としてお答えする立場にない。

十三について

御指摘の「報道」については承知している。政府としては、米国及びミャンマーとの間で、それぞれ必要に応じ意思疎通を行ってきているが、その詳細については、外交上のやり取りであり、お尋ねの「協議」の有無も含め、お答えすることは差し控えたい。

十四について

御指摘の「ミャンマー外国貿易銀行（ＭＦＴＢ）及びミャンマー投資商業銀行（ＭＩＣＢ）」について

は、現時点において、お尋ねの「資産凍結等の措置」の対象として指定していないところであるが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。